

1 審査会の結論

四日市市長（以下「実施機関」という。）が、令和４年７月８日付け障害第３８５号-２で行った個人情報不存在決定（整理番号第３３号）は妥当である。

2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、審査請求人が四日市市個人情報保護条例（平成１１年四日市市条例第２５号。以下「条例」という。）に基づいて令和４年６月２４日付けで行った個人情報開示請求に対し、実施機関が令和４年７月８日付けで行った個人情報不存在決定（以下「本件決定」という。）について、「不存在決定はおかしい。それぞれの項目で添付の書類等がでるのではないのか？」と主張するため、審査請求の趣旨としては、不存在決定を取り消し、文書の開示を求めるものである。

3 審査請求人の主張要旨

審査請求人が審査請求書及び反論書、口頭による意見陳述でされた主張は、多岐にわたるが、多くは実施機関の対応に関する不満であり、本件決定に関するものとしては、概要、行政文書は存在するので、不存在決定はおかしいというものである。

4 実施機関の主張要旨

実施機関が弁明書、口頭による意見陳述で主張した内容の要旨は、審査請求人が請求するような行政文書を実施機関は保有していないというものである。

5 審査会の判断

(1) 基本的な考え方

条例は、個人情報の適正な取扱いに関し、必要な事項を定めるとともに、本市が保有する個人情報の開示等の権利を保障することにより、個人の権利利益の侵害の防止を図り、もって基本的人権の擁護及び公正で民主的な市政の推進に寄与することを目的としている。

したがって、当審査会における具体的事案の審理に際しては、条例における個

その書類。」について

当該文書の開示請求に対し、実施機関が不存在決定としたところ、審査請求人は審査請求書にて⑤別紙として、実施機関の職員が審査請求人の親族に宛てて送られた文書を添付し、この⑤別紙の文書が開示請求で開示すべき文書である旨を主張する。そのため、当審査会にて、⑤別紙の文書の作成経緯や保存状況について調査をしたところ、実施機関からは、〇〇〇〇からは電話で障害福祉課に審査請求人の親族に関する問い合わせがあり、電話で経緯等について説明をしたが、〇〇〇〇に何か書類を渡したということはない旨の回答、及び審査請求書の⑤別紙の書類は、審査請求人の親族に実施機関の職員が経緯を報告した書類であるが、これは、審査請求人及び審査請求人の親族から経緯を示した書面を出すように要請されたため、当時の担当者が作成した文書であると思われるが、このような文書は簡易な決裁で決裁文書の保存期間は1年とすることが多く、決裁をして報告はされたと思われるが、その決裁文書は保存期間経過により、破棄されており、現在実施機関は保有していない旨の回答を得た。

よって、上記の文書は保有していないとする実施機関の決定は妥当である。

エ その他の書類について

その他の書類について、審査請求人は種々の主張により行政文書が存在するとの主張をするが、実施機関による行政文書の不存在の説明に不合理な点はないことから、当審査会においては、審査請求人の主張を認めることはできない。

以上のことから、「1 審査会の結論」のように判断する。

6 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
令和4年10月27日	・ 諮問書受理
令和5年7月14日	・ 審議（令和5年度第2回審査会合議体）
令和5年8月23日	・ 審議（令和5年度第3回審査会合議体）
令和5年8月30日	・ 審議（令和5年度第4回審査会合議体）
令和5年9月27日	・ 審議（令和5年度第5回審査会合議体）
令和5年10月31日	・ 審査請求人による口頭意見陳述及び審議

	(令和5年度第6回審査会合議体)
令和5年12月8日	・審議(令和5年度第7回審査会合議体)
令和6年1月19日	・審議(令和5年度第8回審査会合議体)
令和6年2月21日	・審議(令和5年度第9回審査会合議体)
令和6年4月9日	・審議(令和6年度第1回審査会合議体)
令和6年9月17日	・審議(令和6年度第4回審査会合議体)

経緯(参考)

令和4年4月26日 個人情報開示請求

令和4年5月10日 個人情報開示決定等期間延長通知

令和4年5月16日 個人情報一部開示決定

令和4年7月27日 審査請求

令和4年9月2日 弁明書

令和4年10月3日 反論書